

北杜市資料館条例施行規則一部抜粋

(観覧料の減免)

第 10 条 条例第 13 条の規定による観覧料を減額し、又は免除するときは、次の各号に掲げるときとし、その減免額は次の当該各号に掲げる額とする。

- (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する市内の小学校の児童又は中学校の生徒が教育上の目的のために入館するとき 全額
- (2) 学校教育法第 1 条に規定する盲学校、聾学校及び養護学校の児童又は生徒が教育上の目的のために引率されて入館するとき 全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条に規定する身体障害者手帳、療育手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条に規定する精神障害者保健福祉手帳、特定疾患医療受給者証、先天性血液凝固因子障害医療受給者証又は小児慢性特定疾患承認書の交付を受けている者が入館するとき 全額
- (4) 身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)第 7 条に規定する一級若しくは二級の身体障害者又は療育手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第 6 条に規定する一級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の介護人が入館するとき 全額
- (5) 学校教育法第 1 条に規定する学校の教職員が、教育上の目的のために児童、生徒又は学生を引率して入館するとき 全額
- (6) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条に規定する保育所及び認定こども園の職員が教育上の目的のために幼児を引率して入館するとき 全額
- (7) 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 10 条に規定する社会教育関係団体が社会教育上の目的のために利用するとき 全額

- (8) 社会教育法第 21 条に基づき北杜市又は市内に存する法人が 設置する公民館及びその分館並びに社会教育法第 42 条に基づき市内に設置された公民館類似施設が行う事業のために利用するとき 全額
- (9) その他教育委員会が特に必要と認めるとき 全額又は教育委員会が必要と認める額

(観覧料の減免申請等)

第 11 条 条例第 13 条の規定による観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ様式第 7 号による観覧料等減免申請書を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により減額し、又は免除したときは、様式第 7 号による観覧料等減免通知書を交付する。
- 3 前 2 項の規定は、前条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号に該当する者には適用しない。ただし、前条第 1 項第 3 号及び第 4 号に該当する者は、入館の際に前条第 1 項第 3 号及び第 4 号に規定する当該手帳を提示しなければならない。

様式第7号(第11条、第12条関係)

<p>観覧料等減免申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>北杜市教育委員会教育長 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 電話</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>次のとおり観覧料(資料特別利用料金、施設利用料金)を免除(減額)されるよう申請します。</p>	
申請の理由	
入館予定日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
人 員	人
責任者氏名	
免除(減額)金額	円
<p>観覧料等減免通知書</p> <p>様</p> <p>上記のとおり観覧料(資料特別利用料金、施設利用料金)を免除(減額)します。</p> <p>年 月 日</p> <p>北杜市教育委員会教育長</p>	